中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会の議論①

これまでの経緯、今後の予定

26年11月　初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

27年8月　教育課程企画特別部会 論点整理 取りまとめ

27年11月～ 28年5月

特別支援教育部会（主査：宍戸和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
主査代理：古川勝也 西九州大学教授）において、

- **幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育に係る教育課程**
- 特別支援学校の教育課程
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校の教育課程の連続性

などについて議論（計9回）

28年6月以降　「特別支援教育部会の意見の取りまとめ」を教育課程企画特別部会に報告し、同特別部会で議論（予定）。

28年夏以降　審議まとめ（予定）　　年度内　答申（予定）
→　教育要領・学習指導要領の告示

新教育要領・学習指導要領の実施（前回改訂時のスケジュールを踏まえた場合）
幼稚園：平成30年度　小学校：32年度　中学校：33年度　高等学校：34年度から年次進行

中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会の議論②

特別支援教育部会における主な意見（抜粋）
【幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育】（第9回（平成28年5月30日））まで

［幼稚園］

- 幼稚園において、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、個と集団の関係性を大切にしながら学級運営の中で障害のある幼児をどう育てるかを考えていく必要があることを示す。
- 気になる幼児の課題を総合的観点から継続的に実態把握していくための視点を整理する必要がある。
- 個々の幼児の障害の状態などに応じた指導が一層充実されるよう、障害別の配慮のみならず、障害による、日々の**幼稚園等の活動で考えられる「困難さ」とそれに対する「指導の工夫の意図」と「手立て」についての例を示す**必要がある。
- 将来の発達の可能性を前提に、長期的展望のもとに必要な支援を行いながら、小学校教育への円滑な移行支援及び保護者の子育て支援をしていく必要がある。

［特別支援学級（小・中学校）］

- 小・中学校における特別支援学級について、学級の実態や児童生徒の障害の状態等を踏まえた、実情に合った教育課程を編成するとともに、小・中学校と特別支援学校小・中学部との教育課程の円滑な接続を図ることが重要である。このため、**特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や、各教科等における前各学年の目標・内容を適用する際の内容の精選、知的障害のある児童生徒の教科の適用など、教育課程の編成の視点や例を具体的に示す**。

［通級による指導（小・中学校）］

- 小・中学校における**通級による指導について、その意義、基本的な考え方、児童生徒の実態把握から具体的な指導内容の設定、評価・改善までの手続等について具体的に示す**。
- **通級による指導の目標及び内容について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導であることをより明確にする**とともに、「通級による指導」と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、**「通級による指導」と各教科等との関係性をわかりやすく示す**。　など

中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会の議論③

［通級による指導（高等学校）］

● 高等学校における通級による指導について、高等学校教育の特徴を踏まえ、次のような基本的な考え方をもとに、制度化を図ることが適当である。

・高等学校において、障害に応じた特別の指導を行う必要がある生徒を教育する場合には、特別の教育課程によることができるものとし、この場合には、当該生徒の**障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる**こととする。ただし、高等学校の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保のために必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、「通級による指導」を行う場合において、**必履修教科・科目等の単位数を学習指導要領の規定を超えて減らすことを認めることは適当ではない**ことから、これらについては替えることができないこととする。

・生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、**当該高等学校の単位として認定することを可能**とする。

・生徒が障害に応じた特別の指導を２以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、通級による指導は特に１年次においては年度途中から開始される場合が多いことが想定されることから、特定の年度における授業時数は１単位（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に障害に応じた特別の指導を設定するような場合などにおいては、２以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。

・高等学校においては、**通級による指導により修得した単位数を、卒業のための必要単位数に含めることも可能**とすることが適当である。

・小・中学校における指導時間の標準（年間35単位時間（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く）から280単位時間まで）としていることも踏まえ、**高等学校において卒業のために必要単位数に含める上限は年間7単位**とする。

● **高等学校における通級による指導については、平成30年度から実施できるようすみやかに所要の省令や告示を整備**するとともに、高等学校及びその設置者が、高等学校における通級による指導の実施に向けて円滑に準備が進められるよう、実施のための校内体制及び関係機関との連携体制、通級による指導と各教科等の指導に関する教師間の連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが必要である。

中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会の議論④

［通常の学級（幼稚園、小・中・高等学校）］

- 全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害別の指導の工夫のみならず、各教科等において、学習プロセスにおける、考えられる困難さの状態に対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示す。

（例）国語科の例

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかがわかるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。　など
- 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度言葉で表現するように促したり、実際にその場面を演じさせたりしてから書くようにしたりするなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、相手の立場で考えたり、感情を理解したりできるように、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に即した教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付けるようにしたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。　など

→ 本部会の議論を踏まえ、各教科等ワーキンググループの議論の取りまとめに、手立ての例を記述予定。

［個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用］

- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとする。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価・改善など）を示すことが必要である。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他指導上の配慮についても記述することが必要である。　など

中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会の議論⑤

［交流及び共同学習］

- グローバル化など社会の急激な変化の中で、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学習指導要領の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指すことを示すとともに、**学校の教育活動全体で、障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図る**。
- 具体的には、例えば、保健体育における共生の視点にたった関わり方、生活科における身近な人々との自分との関わり、音楽、図画工作や美術における表現の相違や共通性の視点に立って、それぞれの良さに気付きながらの自己や他者理解、道徳科の中で、地域や学校の実情に応じて、正義、公正、差別や偏見のない社会の実現、特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成など、各教科等の見方･考え方と関連付けた、交流及び共同学習の事例を示す。
- さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の在り方を広めていく必要がある。
- その際、今日の「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、障害等の有無に関わらず、地域の中で共に生活し、関わり合っていることを実感し、多様性を尊重する態度を育成する。　など

［校内体制］

- 特別支援教育は特定の教員一人では対応できず、学校をあげた体制の下で中心的な役割を担う、**特別支援教育コーディネーターの業務や、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務主任や生徒指導主事等との連携など）を示す**。　など

＊**幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校の教育課程の連続性**＊

- **重複障害者等の教育課程の取扱い**に関して、重複障害者等の教育課程を適用する際の留意点、特に、指導内容を精選する際の基本的な考え方などを具体的に示すことや、**知的障害のある児童生徒のための各教科**に関して、小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することを踏まえ、**小学校等と特別支援学校との教育課程の連続性をわかりやすく整理し、示すことが必要**である。

３．障害者の権利に関する条約への対応

インクルーシブ教育システムについて（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

【インクルーシブ教育システム】

○　障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的 の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される 等が必要とされている。

○　共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○　インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○　基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

インクルーシブ教育システム構築に向けた学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

・（一定程度の(※)）障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、**新たに、市町村教育委員会が、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とし、その際、**本人・保護者の意向を可能な限り尊重**することとしたもの。

・上記の他、**障害の状態等の変化を踏まえた転学**、視覚障害者等による区域外就学、保護者及び専門家からの**意見聴取の機会の拡大**　等について規定を整備。

（※学校教育法施行令第22条の3より）

区　分	障　害　の　程　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0．3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1　肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

障害者の権利に関する条約への対応～合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」： 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、**「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ**こととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

①教育内容・方法
- ①－1 教育内容
  - ①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ①－1－2 学習内容の変更・調整
- ①－2 教育方法
  - ①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - ①－2－2 学習機会や体験の確保
  - ①－2－3 心理面・健康面の配慮

②支援体制
- ②－1 専門性のある指導体制の整備
- ②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②－3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備
- ③－1 校内環境のバリアフリー化
- ③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備（8観点）

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
②専門性のある指導体制の確保
③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
④教材の確保
⑤施設・設備の整備
⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

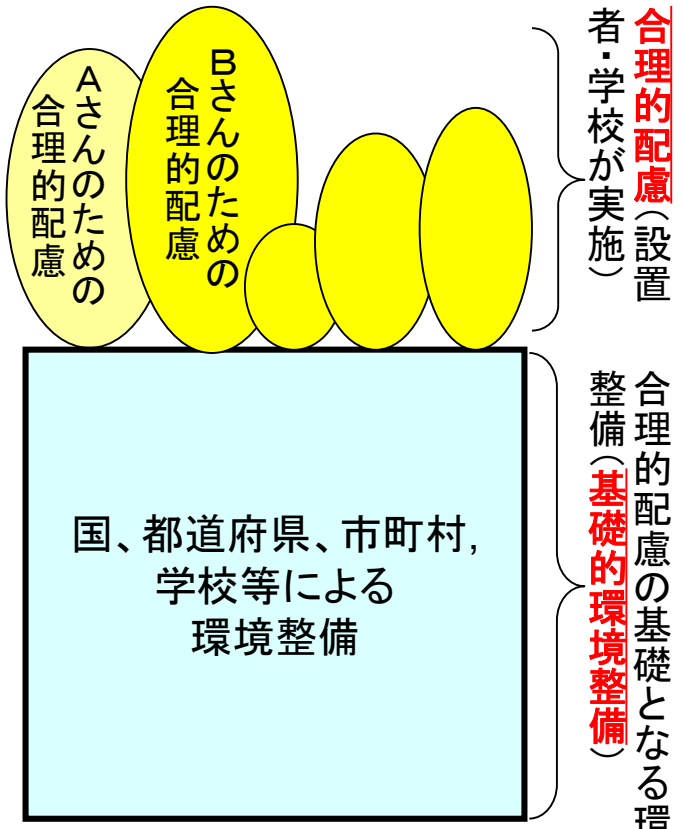

（参考）合理的配慮の例

視覚障害（弱視）のＡさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- ○廊下側の前方の座席
- ○教室の照度調整のためにカーテンを活用
- ○弱視レンズの活用

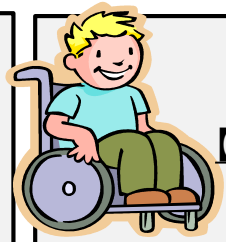

肢体不自由のＢさん

【状態】
両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。

- ○教室を1階に配置
- ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

学習障害（ＬＤ）のＣさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- ○板書計画を印刷して配布
- ○デジタルカメラ等※による板書撮影
- ○ＩＣレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意

知的障害のＤさん

【状態】知的発達の遅れがあり、短期的な記憶が困難。

- ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして記憶を補助

聴覚障害（難聴）のＦさん

【状態】　右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- ○教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- ○ＦＭ補聴器の利用
- ○口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元が視覚的に見やすくする　等）

病弱のＥさん

【状態】病気のため他の子供と同じように、運動することができない。

- ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供